

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙 「みらい」  
NO. 4234  
22年3月15日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953

## 4月からの勤務時間制度の見直し 60分の休憩取得が義務になります

おはようございます。

3月も中旬になり、今年度も終わりに近づいています。人事異動も発令され慌ただしい時期になっていますが、郵便事故や交通事故にはくれぐれも注意しましょう。

3月10日、長中局との労使窓口において、「勤務時間制度の見直し」に伴う、新たな勤務表の提示がありました。

この「勤務時間制度の見直し」は、昨年11月18日に日本郵政より郵政ユニオンに情報提供があったものです。

職場でも周知があつていますが、見直しに伴う問題点を整理します。

まず見直しの内容です。大きな変更点は、準備時間（着替えや荷物整理等のための有給の時間）

の新設と休憩休息時間の変更です。

準備時間は、業務従事前10分・後5分となつていて日勤（就労開始8時）の場合、準備開始時間が7時50分からの10分間、準備終了時間が16時45分からの5分間です。

気になる出退勤システムの打刻時間は、就業開始前15分以内、就労終了後15分以内となつていたので、今までと変更はなしです。

休憩休息に関してですが、8時間勤務の場合、休憩時間が45分から60分になり、休息時間が30分から15分になります。



労働基準法では6時間を超え、8時間以内の労働は45分の休憩時間、8時間を超える場合は60分の休憩時間を付与しなければならぬとなっています。

現行制度では、休憩時間は45分なので超勤の時は15分休憩していませんが、見直し後は休憩時間が60分になることで超勤時の休憩時間が不要になります。



ここまでは見直しの内容ですがここからは、**勤務表の問題点**です。

勤務表では休憩時間を設ける方法として、休憩時間を符号で設定されます。日勤であれば12時半から13時半までなどです。基本は設定された符号の時間に休憩しなければなりません。

4月1日から適用の勤務表では、短時間社員にも休憩時間を付与するようになりました。

日勤の休憩時間は10時から10時15分までの配達出発前に取得することが可能ですが、夜勤の休憩時間は18時45分から19時までとなつていません。

第3集配営業部所属の夜勤の短時間社員がこの

時間に帰局して休憩を取得すると、配達中に一旦帰局する往復の移動で約45分、休憩時間15分の合計60分必要です。

仮に配達上で15分休憩を取得するとしても、何処で休憩すればよいのでしょうか？公園などで休憩するとしても世間の目は厳しく、郵便配達員がさぼっていると通報されかねません。

帰局後に休憩時間は繰り越すことは可能ですが、あくまでも「緊急的な業務が継続又は発生し、他にこれを処理する社員がないとき」となっています。平常時は設定された時間に休憩時間を取得しなければなりません。



休憩時間は賃金に含まれていないので取得しなくても問題はありませんでしたが、休憩時間は賃金に含まれていないので、必ず取得しなければなりません。

また長中局では、昼の休憩時に休憩時間を連続して取得し、1時間休んでいる社員は少なく、ほとんどの社員が45分の休憩時間しか休んでいません。その社員が4月から60分休憩するとなると超勤時間が増加するのは必至です。



4月からは通配区だけではなく混合区もDcatを配備することです。Dcatは良くも悪くも社員の行動がわかるようになっていて、管理者は「休憩時間を決められた通り取得しているか」を簡単に把握できます。

使用者が労働者に対して休憩時間を付与しないのは違法です。長中局には、短時間社員の休憩時間の取得方法も含め、全社員が休憩時間を取得できるように現場の社員との意思疎通を進め、適正な要員配置を行うことを求めます。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。  
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎のホームページはこちら



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。

ゆめが、均等待遇、なげんご差別ー。ユニオンは労基法裁判に勝利したぞー！